カナダ人物記②

天才ピアニスト グレン・グールド

「ピアノという楽器をこんなにも美しく、愛らしく、いかにも音楽家らしく、まるでピアノの真の性質、はかり知れない文献に対する尊敬の念で弾くピアニストも少ない……。グレン・グールドは音楽に対する稀代の天分を持ったピアニストである。」（ジェフリー・ペイザント著、木村英二訳『グレン・グールド』、音楽之友社）

批評家ポール・ヒュームからこう激賞されたときのグレン・グールドは、まだ二十二才の若者であったが、すでにトロント交響楽団と共演するなど、カナダではまれに見る、技量・感性ともずばぬけてすぐれたピアニストとして名声を博していた。一九三二年、トロントで音楽好きの両親から生まれたグールドは、五才のときに自分で作曲した小品を演奏するほどの神童ぶりを発揮した。十才でバッハの「平均律クラヴィーア曲集」の第一巻をすべて弾くことができ、十二才で演奏家（ただしオルガニスト）としてデビューを果たしている。しかも、「驚くべきテクニックだけでなく、解釈上の直観力も円熟し切っている」と新聞に書かれるほどの、すばらしいデビューであった。

そして一九五五年一月、グールドはついにアメリカにデビューする。その第一日目のワシントンでの演奏に関するコメントが、先に掲げたヒュームの讃辞である。ニューヨークでのリサイタルについては、別の批評家が、「私はグールドを偉大としか言いようがない」と感嘆した。

グールドは、ニューヨーク公演の翌日、コロンビア・レコードと契約し、間もなくバッハの「ゴールドベルグ変奏曲」をレコーディングする。レコードは大評判となり、一流のピアニストとしての彼の華々しい活躍が始まる。アメリカのオーケストラと共演するほか、北米のピアニストとしては初めてソ連で演奏し、ドイツ、オーストリア、イギリス、イタリアなどでコンサートを開いた。そして行く先々で感銘を与えた。

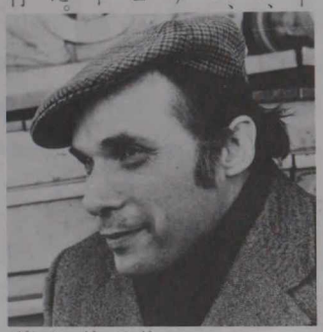
グレン・グールド

ところが、グールドは、一九六四年三月末のシカゴでのリサイタルで、ピアニストとしての公開演奏に終止符を打つ。わずか三十一才のときである。

グールドは音楽家をやめたのではなかった。いな、むしろ真の音楽家として自分をつらぬくために、華やかなコンサート生活に別れを告げたのである。

聴衆を喜ばせるための演奏、演奏会での聴衆の関心の向け方――公開演奏についていろいろな矛盾を感じたグールドは、音楽の新しい可能性としてレコーディングに目を向けた。グールドの考えでは、レコーディングだと演奏家は大向こうを唸らせようとして音楽を歪曲することもないし、得意な曲だけを弾くこともなくなる。レコーディングなら、演奏のやり直しもきくし、曲の最良の部分を取り入れるなど、編集することも可能だ。そして演奏家と聴き手は、何の介在物もなく音楽のみで交流できるようになる――。

こうして彼は、レコード・アーチストとしての道を歩み始める。そして、これまでにバッハをはじめ、ベートーベン、モーツアルト、ヒンデミット、ブラームス、シューマン、ワーグナーなどの作品のレコードを、数多く世に送りだしている。

グレン・グールドが他のピアニストと違うのは、彼が「ピアノを含め、思考に利用できるならどんな手段も使った音楽思想家」だという点だ、と『グレン・グールド』の著者ペイザントは言う。ペイザントによると、グールドは作曲家と演奏家と聴衆の関係、音楽とテクノロジー、音楽芸術作品の存在様式などの哲学的問題について書いており、英語圏北アメリカの音楽家の中では、「最も独創的、かつ深遠な音楽思想家である」という。

編集後記

○カナダは国民総生産（GNP）にして日本の約四分の一にしか過ぎませんが、国際社会での活躍にはめざましいものがあります。世界平和や南北問題解決などに対するカナダの熱意を、今号の記事から汲み取っていただきたいと思います。

○またカナダがいかに対日関係を重要視し、東南アジアを含む環太平洋圏との関係に力を入れようとしているか、ということもご理解いただけたでしょうか。

○カナダの良き理解者がお二人、相次いで亡くなりました。日加協会会長の近藤晋一氏と日本経済新聞社社長の大軒順三氏です。近藤氏は、本紙三ページの山田忠義氏の追悼文にあるように、駐加日本大使として、さらに八年近くに及ぶ日加協会会長として、日加関係に大きく貢献されました。また大軒氏は、社長在任中、トロントで日本経済新聞社とグローブ・アンド・メール社の共催による日加経済シンポジウムを始められたほか、同じくトロントに日本の報道機関としては初めてのカナダ支局を開設されました。シンポジウムには、大軒氏自ら出席されるほどの熱の入れようでした。お二人のご冥福を祈ります。

（吉田）

本紙中の意見や見解は、必ずしもカナダ政府またはカナダ大使館の考え方を反映するものではありません。また公式文書の翻訳は仮訳です。転載の際は、できるだけ出典を明らかにして下さい。ご意見やご希望は左記の住所にご連絡下さい。

〒107 東京都港区赤坂七丁目三一三八
カナダ大使館広報部